



中国会計税務実務

2020年第41号

今回のテーマ：税務上の繰越欠損金の取り扱いについて

税法上、事業年度で生じた欠損金は翌事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入される。今号では税務上の繰越欠損金の取り扱いについて簡単に説明していく。

主な内容：

	主な内容	根拠
通常の企業	事業年度で生じた税法上の欠損金は、翌事業年度以降に繰越することができ、翌年度以降の企業所得税の計算において損金算入することができる。但し、繰越期間は最長で5年を越えてはならない。	企業所得税法第18条
新型コロナウイルスによる影響が比較的大きく、操業が困難な企業	新型コロナによる影響が比較的大きく、困難に陥っている業種の企業において、2020年度に発生した損失は、繰越期間を5年間から最長8年間へ延長することができる。	新型コロナウイルス防疫支援に関連する税收政策に関する公告(財政部税務総局公告2020年8号)
ハイテク企業	2018年1月1日から、ハイテク企業(高技術企業および科学技術型中小企業)資格を保有する企業は、資格保有年度の前5年間に発生した欠損金のうち、まだ填補しきれていない欠損金については、その繰越期間を5年間から最長10年間へと延長することができる。	財政部税務総局ハイテク企業(高技術企業および科学技術型中小企業)の欠損金の繰越期間の延長に関する通知(財税〔2018〕76号)
組織再編企業	合併時において、特殊性税務処理要件を満たしたうえで備案を行った場合、被合併企業の合併前における所得税関連事項については、合併企業に承継される。この場合、法定の繰越期限を越えていない欠損額については、合併企業が被合併企業の資産において生じる所得については継続して填補することができる。 合併企業に填補することができる被合併企業の欠損限度額 = 被合併企業の純資産公正価値 × 合併業務の発生当年年末までに国が発行する最長期限の国債利率 分割時において、被分割企業が分割した資産に関連する所得税事項は、分割企業に承継される。この場合、被分割企業の法定填補期限を越えていない欠損額については、分割資産の全資産に占める比率を以て配分したうえで、分割企業が継続して填補することができる。	財政部 国家税務総局 企業再編業務における企業所得税処理の若干の問題に関する通知(財税〔2009〕59号)

	主な内容	根拠
政策性移転企業	企業の過年度に生じた欠損金について、企業が移転により生産経営を停止したために所得が生じなくなった場合には、移転年度の翌年から起算して移転完了年度の一年度前までの間を生産経営活動停止年度として、繰越欠損金の法定填補年数から差し引くことができる。 但し、企業が移転をしながら生産を続ける場合には、繰越年度は連続して計算しなければならない。	企業の政策性移転所得税管理弁法 (国家税務総局公告〔2012〕40号)
企業の開業準備期間の損失	企業は生産経営を開始した年度を、企業の損益計算開始の年度とする。そのため企業の生産経営開始前の開業準備活動期間に発生した開業準備費用支出は、当期の損失として計算してはならない。 開業費については長期前払費用として計上せず、生産経営を開始した年度に一括して控除するか、または新税法の長期前払費用の処理規定に基づき処理することができる。ただし一度選択した方法を変更することはできない。	国家税務総局 企業所得税法の実施における若干の税収問題に関する通知(国税函〔2010〕79号)、 国家税務総局 企業所得税の若干の税務事項連結問題に関する通知(国税函〔2009〕98号)
資産損失による損失	実際に発生した資産損失については、当該損失の発生年度に遡って追加控除することができる。その追加認識期限は通常5年を越えてはならない。	国家税務総局 《企業資産損失 企業所得税税前 控除管理弁法》 の発行に関する公告(国家税務総局 公告2011年第25号)
増差所得	税務機関が税務調査で発見した増差所得については、過年度の欠損で目下税法上填補可能な欠損に限り、増差所得についても填補することができる。 欠損を填補した後もなお、所得が残る場合には、税法の規定により企業所得税を申告納付することとなる。	国家税务总局关于查增应纳税所得额弥补以前年度亏损处理问题的公告(国家税務総局公告2010年第20号)

お見逃しなく：

- 填補期間を過ぎてもなお、填補されない場合は繰越期限切れとなり、その後の年度の所得につき填補することはできない。この場合、税引後利益や剰余積立金などで填補することとなる。

以上



致同（GT 中国）は、中国国内において日系企業向けの専門サービス部門として、GT 日本と共同で日本デスクを展開しています。日中共同の日本デスクとして、現地の日系企業様の立場に立ってサービスを提供してまいります。

お問い合わせ: Japan@cn.gt.com